

# 細切れ雇用NO!

全国一斉

# ホットライン

11月12(金)~13(土)

秘密厳守  
相談無料

# 079-288-1734

10時~19時

働く人たちの3人に1人が、パートや派遣などの非正社員で、その数は1700万人にも達します。そうした非正社員の多くは、時給であり期間を区切られて働いています。

ほんの少し前まで、「自分の好きなときに働き、お金を貯めて海外旅行でリフレッシュ」などと派遣の働き方が、いかにも「美味しい働き方」みたいに宣伝されてきましたが、実際、生きていくためには仕事をつなぐことが必要で、よっぽどのお金持ちか、親がかりでないとそんな夢みたいな働き方はできません。派遣で働く人の多くが複数の派遣会社に登録していて、仕事が切れる前に、次の契約を準備しているのが現実です。

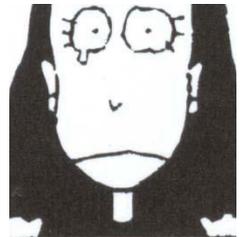
## 身近な場所へ相談を!

尼崎 06-6481-2341  
芦屋 0797-23-8110  
神戸 078-232-1838  
明石 078-912-2797  
加古川 079-425-0532  
加西 090-3848-7970  
姫路 079-288-1734  
篠山 079-552-7010  
豊岡 0796-23-5391  
県内全域 078-382-2116

## ■契約更新を盾に、理不尽な権利侵害

「妊娠を上司に告げると、契約を打ち切られた」「長年働いてきたのに、今回で契約は終わりと言われた」など、契約をめぐる相談は後を絶ちません。

また、「有休を取りたいと言ったら『パートにはない』と言われた」「雇用保険に入ってくれない」「10年も働いているのに時給が上がらない」という話もいまだに多く、契約更新を背景にした理不尽な権利侵害が日常的に起きています。



## ■増える雇用は「有期契約」!

大学生の新卒就職率が60%にとどまり、若年層のうち約10%は失業状態。しかも、就職していても約半数が非正社員としての働き方を強いられています。

リーマンショック、「2009年問題」などが原因で、派遣労働者は24.3%も減少したものの、それらは正社員雇用ではなく、「期間工」などの有期雇用契約に切り替えられただけです。

## ■ユニオン（労働組合）という選択肢があります

契約更新拒否や雇い止め、労働条件をめぐるトラブルにぶつかると、泣き寝入りするか、こんな会社に見切りをつけて別を探さしかないと思いがちです。しかし、私たちは、ユニオンに入って働き続けるという道があることを、知ってほしいと思います。

一人で悩まないで、まず、ご相談下さい。労働相談のスタッフがみなさんの悩みを受けとめ、解決方法を一緒に考えていきます。

誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

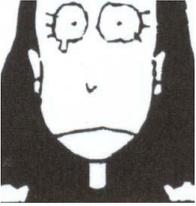
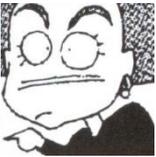
# 姫路ユニオン 079-288-1734

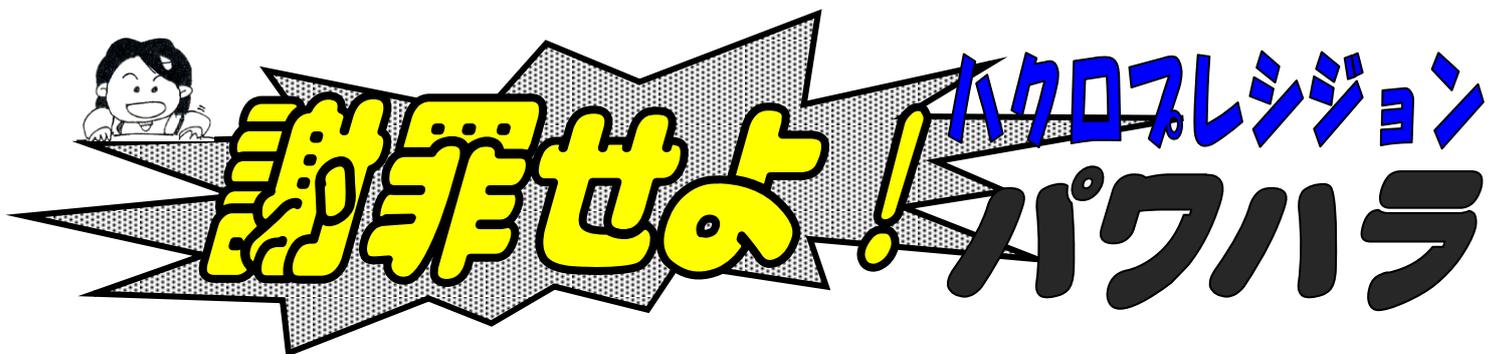
姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158

# よくある労働相談 Q & A 288-1734

<p>話が違う</p> 	<p>口約束は、「言った、言わない」のトラブルのもとですが、れっきとした労働契約です。募集広告なども同じです。でも、書面の契約書をもらっておくと安心です。</p>	<p>使用者は労働契約を結ぶとき、労働者に労働条件を書面で交付することが義務づけられています。(労働基準法 15 条)</p> <p><b>【書面での交付が必要な事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働契約の期間</li> <li>* 仕事をする場所、内容</li> <li>* 始業・終業時刻</li> <li>* 休憩・休日・休暇</li> <li>* 残業の有無、交替勤務の場合の就業時転換</li> <li>* 賃金 (締め日、支給日、計算・支払方法)</li> <li>* 退職事項 (解雇事由含む)</li> </ul>
<p>保険</p> 	<p>労災保険(工作中的のケガや通勤途上災害)は全員加入です。雇用(失業)保険と社会保険(健康保険と年金保険)は、一定の条件を満たせば、使用者は加入させなければなりません。</p>	<p>労災保険は、<b>全額が会社負担</b>です。雇用保険は、「週 20 時間以上 1 か月以上の雇用見込みがある」場合。(例)月給 20 万円の人で掛金は月 1200 円(一般の事業)。<b>社会保険</b>は、「勤務日数・勤務時間が正社員の概ね 4 分の 3 以上」。(例)パートでも、1 日 6 時間、週 5 日働いていれば加入。</p>
<p>有給休暇</p> 	<p><b>すべての労働者に有給休暇</b>があります。(正社員、臨時・嘱託、パート・アルバイト、派遣、契約社員も同じです)</p>	<p>6 か月以上働けば、権利が発生します。週 5 日以上なら 10 日。1 年ごとに増え、6 年 6 か月以上は 20 日。週 4 日未満の場合は比例付与されます。(労働基準法第 39 条)。<b>有期雇用の場合も、契約更新で継続して 6 か月を超えると取得</b>できます。</p>
<p>健康診断</p> 	<p>会社は雇入れ時と 1 年に 1 回(有害業務に就いている労働者は 6 か月に 1 回)医師による健康診断をしなければなりません(労安則 43、44 条)</p>	<p><b>パートも 1 年以上引き続き雇用</b>されることが予定されている者で、労働時間が通常の労働者の 4 分の 3 以上であれば義務。2 分の 1 以上の者に対してもするのが望ましいとされています。</p>
<p>辞めてくれ</p> 	<p>解雇や雇止めには、合理的な理由がなければなりません。有期雇用の契約途中の解約も同様です。</p>	<p>使用者は、安易に労働者を解雇できません。合理的理由のない解雇は「<b>解雇権の乱用</b>」として無効です(労働契約法第 16 条)。合理的理由があっても、30 日前までに<b>解雇を予告</b>するか、30 日以上平均賃金を支払わなければなりません(労働基準法第 20 条)。</p>



姫路市大津区にある(株)ハクロプレジジョン(代表取締役 岡田 義孝)はAさんに対して数年前から退職を強要する圧力を繰り返してきました。この会社では、過去にも会社側の嫌がらせにより耐えかねた従業員が泣く泣く会社を去っていきました。

会社からの有形無形の圧力は途切れることなく、徐々にエスカレートしていきました。

そうして迎えた今年6月9日、極めつけとも言える出来事が起こりました。タイムカードの押し忘れに対し、Y部長が「大勢の社員のいる前で」Aさんを罵倒したのです。

Aさんは「泣き寝入りは嫌だ」と考え、ユニオンに加入して取り組んでいます。